

徳島県福祉サービス第三者評価個別評価基準（保育所版） 新旧対照表

改正後	現行
A－1 保育内容 A－1－（１） <u>全体的な計画の作成</u> <u>A① A-1-（１）-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</u> 【判断基準】 a) <u>全体的な計画</u>は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ<u>作成</u>している。 b) <u>全体的な計画</u>は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ<u>作成</u>しているが、十分ではない。 c) <u>全体的な計画</u>は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ<u>作成</u>していない。 <u>評価の着眼点</u> ☐ <u>全体的な計画</u>は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて<u>作成</u>している。 ☐ <u>全体的な計画</u>は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて<u>作成</u>している。 ☐ <u>全体的な計画</u>は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して<u>作成</u>している。 ☐ <u>全体的な計画</u>は、保育に関わる職員が参画して<u>作成</u>している。 ☐ <u>全体的な計画</u>は、定期的に評価を行い、次の<u>作成</u>に生かしている。 <u>評価基準の考え方と評価の留意点</u> （１）目的 ○本評価基準は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ、保育に関わる職員の参画により、<u>全体的な計画</u>を<u>作成</u>しているかを評価します。また、<u>全体的な計画</u>の評価・改善の状況について評価します。 （２）趣旨・解説 （略） ○<u>全体的な計画</u>は、保育所保育の基本であり、入所しているすべての子どもを主体とし、発達過程を踏まえ、保育所での生活を通して総合的に展開されるものです。入所期間に、保育の目標を達成することができるよう全体的かつ一貫性のある計画であり、施設長の責任の下、保育に関わる職員の参画により創意工夫して<u>作成</u>されるものです。 ○<u>全体的な計画</u>の<u>作成</u>により、保育所全体で組織的・計画的に保育に取り組むこと、一貫性・連続性のある保育実践を展開することが期待されています。	A－1 保育内容 A－1－（１） <u>保育課程の編成</u> <u>A① A-1-（１）-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。</u> 【判断基準】 a) <u>保育課程</u>は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ<u>編成</u>している。 b) <u>保育課程</u>は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ<u>編成</u>しているが、十分ではない。 c) <u>保育課程</u>は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ<u>編成</u>していない。 <u>評価の着眼点</u> ☐ <u>保育課程</u>は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて<u>編成</u>している。 ☐ <u>保育課程</u>は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて<u>編成</u>している。 ☐ <u>保育課程</u>は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して<u>編成</u>している。 ☐ <u>保育課程</u>は、保育に関わる職員が参画して<u>編成</u>している。 ☐ <u>保育課程</u>は、定期的に評価を行い、次の<u>編成</u>に生かしている。 <u>評価基準の考え方と評価の留意点</u> （１）目的 ○本評価基準は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ、保育に関わる職員の参画により、<u>保育課程</u>を<u>編成</u>しているかを評価します。また、<u>保育課程</u>の評価・改善の状況について評価します。 （２）趣旨・解説 （略） ○<u>保育課程</u>は、保育所保育の基本であり、入所しているすべての子どもを主体とし、発達過程を踏まえ、保育所での生活を通して総合的に展開されるものです。入所期間に、保育の目標を達成することができるよう全体的かつ一貫性のある計画であり、施設長の責任の下、保育に関わる職員の参画により創意工夫して<u>編成</u>されるものです。 ○<u>保育課程</u>の<u>編成</u>により、保育所全体で組織的・計画的に保育に取り組むこと、一貫性・連続性のある保育実践を展開することが期待されています。

改正後	現行
○<u>全体的な計画</u>は、以下の事項を踏まえ<u>作成</u>されなければなりません。 - 児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法に示されている理念などをふまえ、保育所保育指針に基づき<u>作成</u>されている。 - 保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて<u>作成</u>されている。 - 地域の実態、子どもと家庭の状況や保育時間などを考慮し、子どもの発達過程に応じて、長期的見通しをもって<u>作成</u>されている。 - 子どもの生活の連続性、子どもの発達の連続性に留意している。 - 上記を踏まえ、保育所がそれぞれの特色を生かし創意工夫し、保育が実践できるよう<u>作成</u>している。 ○保育所の指導計画は、<u>全体的な計画</u>に基づき作成します。<u>全体的な計画</u>と指導計画による保育実践の振り返り、記録等を通して、<u>全体的な計画</u>の評価を行い、次の<u>作成</u>に生かしていくことが必要です。 (3) 評価の留意点 ○保育所の理念、保育の方針が明文化されていない場合には、「c」評価とします。ただし、保育所の理念、保育の方針を<u>全体的な計画</u>には記載せず、別に定めている保育所もあります。 ○<u>全体的な計画</u>の<u>作成</u>方法を確認するとともに、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態をどのように捉え<u>全体的な計画</u>に反映しているか、さらに、<u>全体的な計画</u>の評価・改善の状況について確認します。 ○本評価基準では、<u>全体的な計画</u>の<u>作成</u>について評価を行い、<u>全体的な計画</u>に基づく指導計画の<u>作成</u>は、「<u>42</u> Ⅲ-2-(2)-①」で評価します。	○<u>保育課程</u>は、以下の事項を踏まえ<u>編成</u>されなければなりません。 - 児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法に示されている理念などをふまえ、保育所保育指針に基づき<u>編成</u>されている。 - 保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて<u>編成</u>されている。 - 地域の実態、子どもと家庭の状況や保育時間などを考慮し、子どもの発達過程に応じて、長期的見通しをもって<u>編成</u>されている。 - 子どもの生活の連続性、子どもの発達の連続性に留意している。 - 上記を踏まえ、保育所がそれぞれの特色を生かし創意工夫し、保育が実践できるよう<u>編成</u>している。 ○保育所の指導計画は、<u>保育課程</u>に基づき作成します。<u>保育課程</u>と指導計画による保育実践の振り返り、記録等を通して、<u>保育課程</u>の評価を行い、次の<u>編成</u>に生かしていくことが必要です。 (3) 評価の留意点 ○保育所の理念、保育の方針が明文化されていない場合には、「c」評価とします。ただし、保育所の理念、保育の方針を<u>保育課程</u>には記載せず、別に定めている保育所もあります。 ○<u>保育課程</u>の<u>編成</u>方法を確認するとともに、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態をどのように捉え<u>保育課程</u>に反映しているか、さらに、<u>保育課程</u>の評価・改善の状況について確認します。 ○本評価基準では、<u>保育課程</u>の<u>編成</u>について評価を行い、<u>保育課程</u>に基づく指導計画の<u>策定</u>は、「<u>42</u> Ⅲ-2-(2)-①」で評価します。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開 <u>A2</u> A-1-(2)-① ～ <u>A4</u> A-1-(2)-③ (略)	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開 <u>A2</u> A-1-(2)-① ～ <u>A4</u> A-1-(2)-③ (略)
<u>A5</u> A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。 【判断基準】 a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。 b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。 c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。 評価の着眼点 (略) 評価基準の考え方と評価の留意点	<u>A5</u> A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。 【判断基準】 a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。 b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。 c) 子どもが主体的に活動できる環境を整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。 評価の着眼点 (略) 評価基準の考え方と評価の留意点

改正後	現行
(1) 目的 (略) (2) 趣旨・解説 (略) (3) 評価の留意点 (略)	(1) 目的 (略) (2) 趣旨・解説 (略) (3) 評価の留意点 (略)
<u>A⑥ A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</u> 【判断基準】 (略) 評価の着眼点 (略) 評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略) (2) 趣旨・解説 <u>○保育所保育指針では、乳児保育に関わるねらい及び内容について、「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものと関わり感性が育つ」の3つの視点から記載されており、こうした視点のもとに保育が計画的に行われる必要があります。</u> (略) (3) 評価の留意点 (略)	<u>A⑥ A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</u> 【判断基準】 (略) 評価の着眼点 (略) 評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略) (2) 趣旨・解説 <u>(新設)</u> (略) (3) 評価の留意点 (略)
<u>A⑦ A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</u> 【判断基準】 (略) 評価の着眼点 (略) 評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略)	<u>A⑦ A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</u> 【判断基準】 (略) 評価の着眼点 (略) 評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略)

改正後	現行
(2) 趣旨・解説 <u>○保育所保育指針では、1 歳以上 3 歳未満児の保育に関わるねらい及び内容について、「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の 5 領域による記載がなされており、こうした視点のもとに保育が計画的に行われる必要があります。</u> (略) (3) 評価の留意点 (略)	(2) 趣旨・解説 <u>(新設)</u> (略) (3) 評価の留意点 (略)
<u>A⑧ A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</u> 【判断基準】 (略) 評価の着眼点 (略) 評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略) (2) 趣旨・解説 <u>○保育所保育指針では、3 歳以上児の保育に関するねらい及び内容について、「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の 5 領域による記載がなされており、こうした視点のもとに保育が計画的に行われる必要があります。</u> (略) (3) 評価の留意点 (略)	<u>A⑧ A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</u> 【判断基準】 (略) 評価の着眼点 (略) 評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略) (2) 趣旨・解説 <u>(新設)</u> (略) (3) 評価の留意点 (略)
<u>A⑨ A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</u> 【判断基準】 (略) 評価の着眼点 ☐建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。 ☐障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。 ☐計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。	<u>A⑨ A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</u> 【判断基準】 (略) 評価の着眼点 ☐建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。 ☐障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。 ☐計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。

改正後	現行
☐子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。 ☐保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。 ☐必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ☐職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。 ☐保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。 評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略) (2) 趣旨・解説 (略) (3) 評価の留意点 (略)	☐子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。 ☐保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。 ☐必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ☐職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。 ☐保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。 評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略) (2) 趣旨・解説 (略) (3) 評価の留意点 (略)
<u>A10</u> A-1-(2)-⑨ <u>それぞれの子どもの在園時間を考慮した</u>環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 【判断基準】 a) <u>それぞれの子どもの在園時間を考慮した</u>環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 b) <u>それぞれの子どもの在園時間を考慮した</u>環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 c) <u>それぞれの子どもの在園時間を考慮した</u>保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。 評価の着眼点 ☐1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。 ☐家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。 ☐子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。 ☐年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。 ☐<u>子どもの在園時間や生活リズム</u>に配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。 ☐子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。 ☐担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	<u>A10</u> A-1-(2)-⑨ <u>長時間にわたる保育のための</u>環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 【判断基準】 a) <u>長時間にわたる保育のための</u>環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 b) <u>長時間にわたる保育のための</u>環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 c) <u>長時間にわたる保育のための</u>保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。 評価の着眼点 ☐1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。 ☐家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。 ☐子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。 ☐年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。 ☐<u>保育時間の長い子ども</u>に配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。 ☐子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。 ☐担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

改正後	現行
評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 ○本評価基準では、<u>それぞれの子どもによって在園時間が異なることや</u>、長時間にわたる保育<u>を考慮した</u>環境の整備と保育の内容・方法の取組について評価します。 (2) 趣旨・解説 (略) ○子どもの発達過程、生活のリズム<u>や在園時間</u>及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけることが必要です。 (略) ○<u>在園</u>時間の長い子どもに対しておやつや軽食を提供する場合は、子どもの生活リズムを視野に入れ、1日の食事の<u>時間や量・内容</u>などを保護者と情報交換し、献立について配慮することも必要です。 (略) ○<u>在園時間が長い場合</u>においては、家庭との緊密な連携により、子どもの生活の様子や育ちの姿を伝え合い、子どもの思いや1日の全体像について理解を共有するなどの取組も大切です。また、保護者の心身の状況にも配慮する必要があります。 (3) 評価の留意点 ○指導計画等に長時間保育についての位置づけがされていることを確認するとともに、<u>在園</u>時間の長い子どもに配慮した環境の整備や保育内容・方法、保育士間の引継ぎ、保護者との連携がどのように実施されているか等について確認します。 (略) ○本評価基準に言う「<u>在園時間が長い</u>」とは「延長保育事業」に限らず、通常の保育が長時間にわたることも含みます。 A¹¹ A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わり に配慮している。 【判断基準】 a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。 b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。 c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮<u>を</u>していない。 評価の着眼点	評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 ○本評価基準では、長時間にわたる保育<u>のための</u>環境の整備と保育の内容・方法の取組について評価します。 (2) 趣旨・解説 (略) ○子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけることが必要です。 (略) ○<u>保育</u>時間の長い子どもに対しておやつや軽食を提供する場合は、子どもの生活リズムを視野に入れ、1日の食事の<u>時間や量・内容</u>などを保護者と情報交換し、献立について配慮することも必要です。 (略) ○<u>長時間にわたる保育</u>においては、家庭との緊密な連携により、子どもの生活の様子や育ちの姿を伝え合い、子どもの思いや1日の全体像について理解を共有するなどの取組も大切です。また、保護者の心身の状況にも配慮する必要があります。 (3) 評価の留意点 ○指導計画等に長時間保育についての位置づけがされていることを確認するとともに、<u>保育</u>時間の長い子どもに配慮した環境の整備や保育内容・方法、保育士間の引継ぎ、保護者との連携がどのように実施されているか等について確認します。 (略) ○本評価基準に言う「<u>長時間にわたる保育</u>」とは「延長保育事業」に限らず、通常の保育が長時間にわたることも含みます。 A¹¹ A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わり に配慮している。 【判断基準】 a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。 b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。 c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮<u>が</u>していない。 評価の着眼点

改正後	現行
【判断基準】 (略) 評価の着眼点 (略) 評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略) (2) 趣旨・解説 (略) (3) 評価の留意点 ○食育、食に関する取組が、保育内容の一環として保育の計画（全体的な計画・指導計画）に位置づけられていることを確認し、子どもが食事を楽しむことができる工夫・取組を確認します。 (略)	【判断基準】 (略) 評価の着眼点 (略) 評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略) (2) 趣旨・解説 (略) (3) 評価の留意点 ○食育、食に関する取組が、保育内容の一環として保育の計画（保育課程・指導計画）に位置づけられていることを確認し、子どもが食事を楽しむことができる工夫・取組を確認します。 (略)
A16 A-1-（4）-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。 【判断基準】 (略) 評価の着眼点 (略) 評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略) (2) 趣旨・解説 (略) ○保育所での食事の提供は、食育に位置づけられていることから、食事の提供を含む食育の計画を作成する必要があります。 (略) (3) 評価の留意点 (略)	A16 A-1-（4）-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。 【判断基準】 (略) 評価の着眼点 (略) 評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略) (2) 趣旨・解説 (略) ○保育所での食事の提供は、食育に位置づけられていることから、食事の提供を含む食育の計画を策定する必要があります。 (略) (3) 評価の留意点 (略)

改正後	現行
<u>○食物アレルギーや慢性疾患等のある子どもへの対応については、「A14 A-1-(3)-③」で評価します。</u>	<u>(新設)</u>
A－2 子育て支援 A－2－（１） 家庭との緊密な連携 A17 A-2-（１）-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。 【判断基準】 (略) 評価の着眼点 (略) 評価基準の考え方と評価の留意点 (１) 目的 ○本評価基準では、子どもの発達や保育の意図などについて保護者等の理解<u>を</u>得ることにより、子どもの生活を充実させるための家庭との連携の取組について評価します。 (２) 趣旨・解説 (略) ○保育所の保育の方針や<u>全体的な計画</u>の内容、日々の保育の意図などについて、入所時、日々の送迎の際の対話や連絡帳、行事、懇談会などの機会をとらえ、保護者が理解しやすい方法で伝えていくことが大切です。 (略) (３) 評価の留意点 (略) ○子どもや保護者の状況や意向を踏まえた指導計画の<u>作成</u>については、「42Ⅲ-2-（２）-①」で評価します。	A－2 子育て支援 A－2－（１） 家庭との緊密な連携 A17 A-2-（１）-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。 【判断基準】 (略) 評価の着眼点 (略) 評価基準の考え方と評価の留意点 (１) 目的 ○本評価基準では、子どもの発達や保育の意図などについて保護者等の理解<u>と</u>得ることにより、子どもの生活を充実させるための家庭との連携の取組について評価します。 (２) 趣旨・解説 (略) ○保育所の保育の方針や<u>保育課程</u>の内容、日々の保育の意図などについて、入所時、日々の送迎の際の対話や連絡帳、行事、懇談会などの機会をとらえ、保護者が理解しやすい方法で伝えていくことが大切です。 (略) (３) 評価の留意点 (略) ○子どもや保護者の状況や意向を踏まえた指導計画の<u>策定</u>については、「42Ⅲ-2-（２）-①」で評価します。
A－2－（２） 保護者等の支援 A18 A-2-（２）-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。 【判断基準】 (略) 評価の着眼点 (略)	A－2－（２） 保護者等の支援 A18 A-2-（２）-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。 【判断基準】 (略) 評価の着眼点 (略)

改正後	現行
評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略) (2) 趣旨・解説 (略) (3) 評価の留意点 (略) ○なお、本評価基準では、<u>保育所を利用する保護者への支援について評価します。保育所を利用していない地域の子育て家庭への支援については、「26Ⅱ-4-（3）-①」「27Ⅱ-4-（3）-②」で評価します。</u>	評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略) (2) 趣旨・解説 (略) (3) 評価の留意点 (略) <u>(新設)</u>
A19 A-2-（2）-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。 【判断基準】 (略) 評価の着眼点 (略) 評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 ○本評価基準では、<u>在園児に限らず</u>、家庭での虐待等権利侵害を受けていると疑われる子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防のための取組について評価します。 (2) 趣旨・解説 ○児童虐待防止法第5条では、「学校、児童福祉施設、病院、<u>都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センター</u>その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、<u>歯科医師</u>、保健師、<u>助産師、看護師</u>、弁護士、<u>警察官、婦人相談員</u>その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」と規定されています。 また、「児童虐待の予防」「児童虐待の防止」「児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援」に関する国及び地方公共団体の施策への協力への努力義務が規定されています。 さらに、「児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発」への努力義務が規定されています。 (略) (3) 評価の留意点 (略)	A19 A-2-（2）-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。 【判断基準】 (略) 評価の着眼点 (略) 評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 ○本評価基準では、家庭での虐待等権利侵害を受けていると疑われる子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防のための取組について評価します。 (2) 趣旨・解説 ○児童虐待防止法第5条では、「学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」と規定されています。 また、「児童虐待の予防」「児童虐待の防止」「児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援」に関する国及び地方公共団体の施策への協力への努力義務が規定されています。 さらに、「児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発」への努力義務が規定されています。 (略) (3) 評価の留意点 (略)
A-3 保育の質の向上 A-3-（1） 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	A-3 保育の質の向上 A-3-（1） 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

改正後	現行
A20 A-3-（１）-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。 【判断基準】 (略) 評価の着眼点 (略) 評価基準の考え方と評価の留意点 (１) 目的 ○本評価基準は、保育士等が保育の計画（全体的な計画と指導計画）や保育の記録を通して、自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上を図るための取組について評価します。 (２) 趣旨・解説 (略) ○保育士等の自己評価は、自らの保育実践と子どもの育ちを振り返り、次の保育に向けて改善を図り、保育の質の向上を図ることが目的であり、保育実践の改善のために行うものです。振り返りの視点として「子どもの育ちを捉える視点」と「自らの保育を捉える視点」があります。 (略) (３) 評価の留意点 (略)	A20 A-3-（１）-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。 【判断基準】 (略) 評価の着眼点 (略) 評価基準の考え方と評価の留意点 (１) 目的 ○本評価基準は、保育士等が保育の計画（保育課程と指導計画）や保育の記録を通して、自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上を図るための取組について評価します。 (２) 趣旨・解説 (略) ○保育士等の自己評価は、自らの保育実践と子どもの育ちを振り返り、次の保育に向けて改善を図り、保育の質の向上させることが目的あり、保育実践の改善のために行うものです。振り返りの視点として「子どもの育ちを捉える視点」と「自らの保育を捉える視点」があります。 (略) (３) 評価の留意点 (略)